

第2部 災害予防・応急対策

第1章 活動体制

第1節 組織体制

此花区役所は、市域において災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、災害応急対策を行うための組織及び動員体制を整備する。

1-1 災害対策本部

防災対策の推進を図るため必要と認めるときは、災害対策本部を設置する。

(1) 設置基準

① 此花区災害対策本部（以下「区本部」という。）

ア 大阪市災害対策本部が設置されたとき。

イ その他区長が必要と認めたときなお、この場合は市長に報告する。

(2) 設置者及び設置場所

区長は、区本部を此花区役所内（区役所が被災し、区本部が設置できない場合においては、代替の場所）に設置する。

(3) 組織

区本部の事務を分掌させるために、班及び隊を置く。

班及び隊の名称及び分掌事務等については、別表1のとおりとする。

区本部長は、特に必要がると認めるときは、別表1と異なる編成をとることができる。この場合は遅滞なく市本部長（市長）に報告する。

区本部長は、自主防災組織等その他の団体を区本部の組織に加えることができる。

(4) 区本部長等の職務

① 区本部長（区長）

市本部長の命を受け、区本部の事務を総括し、区本部の職員を指揮監督する。区域内に所在する市立の校園、消防署等に対し、災害対策の遂行に必要な限りにおいて、必要な指示をすることができる。

② 区副本部長（副区長）

区本部長を補佐し、区本部長に事故あるときは、副区長がその職務を代理する。また、副区長が参集できない場合は、総務課長が区災害対策本部長の職務を代理する。

③ 緊急区本部員

勤務時間外に地震が発生した場合、区本部へ徒歩等により30分以内に出勤可能な職員から区長が指名する職員。区本部の運用を行い、区本部長等を補佐する。

(5) 廃止

区本部長は、市本部長が認めた場合に区本部を廃止することができる。ただし、市本部が設置されていないときは、区本部長は次の場合に市長に報告のうえ廃止する。

① 被害の発生するおそれが解消したとき

② 災害応急対策が概ね完了したとき

- ③ その他区本部長が区本部の必要がなくなつたと認めたとき

1-2 此花区災害対策緊急本部

災害により相当規模の被害が発生するおそれがある場合又は発生した場合において、災害対策本部を設置するまでに至らないとき又は設置するまでの間において設置する。

(1) 設置基準

此花区災害対策緊急本部（以下「区緊急本部」という。）

- ① 市緊急本部が設置されたとき
- ② その他区長が必要と認めたとき。なお、この場合は副市長の事務分担等に関する規則第2条第1項の第1順位の副市長に報告する。

(2) 設置者及び設置場所

区緊急本部

区長は、区緊急本部を区役所内に設置する。

(3) 組織

区緊急本部

区緊急本部の事務を分掌させるために、区緊急本部に班及び隊を置く。

班及び隊の名称、分掌事務等については、別表1のとおりとする。

区緊急本部長は、特に必要があると認めるときは、別表1と異なる編成をとることができる。この場合においては、遅滞なく市緊急本部長に報告する。

区緊急本部長は、自主防災組織等その他の団体を区緊急本部の組織に加えることができる。

(4) 区緊急本部長等の職務

① 区緊急本部長（区長）

市緊急本部長の命を受け、区緊急本部の事務を総括し、区緊急本部の職員を指揮監督する。此花区域内に所在する市立の校園、消防署等に対し、災害対策の遂行に必要な限りにおいて、必要な指示をすることができる。

なお、災害時などの緊急時に、臨時的に区緊急本部長の権限を行使できる「代行者」をあらかじめ各区において定め、危機管理室に報告する。

② 区緊急副本部長（副区長）

区緊急本部長を補佐し区緊急本部長に事故あるときはその職務を代理する。

③ 緊急区本部員

勤務時間外に地震が発生した場合、区緊急本部へ徒歩等により30分以内に出勤可能な職員から区長が指名する職員。区緊急本部の運用を行い、区緊急本部長等を補佐する。

(5) 廃止

区緊急本部

区緊急本部長は、市緊急本部長が認めた場合に区緊急本部を廃止することができる。ただし、市緊急本部が設置されていないときは、区緊急本部長は次の場合に副市長の事務分担等に関する規則第2条第1項の第1順位の副市長に報告のうえ廃止する。

- ① 被害の発生するおそれが消滅したとき
- ② 災害応急対策が概ね完了したとき
- ③ 区本部が設置されたとき
- ④ その他区緊急本部長が区緊急本部の必要がなくなったと認めたとき

1-3 災害対策警戒本部

災害による被害が発生するおそれがある場合において、災害対策緊急本部を設置するまでに至らないとき又は設置するまでの間において設置する。

(1) 設置基準

此花区災害対策警戒本部（以下「区警戒本部」という。）

大阪災害対策警戒本部（以下市警戒本部）が設置されたとき

(2) 設置者及び設置場所

区警戒本部

区長は、区警戒本部を区役所内に設置する。

(3) 組織

区警戒本部

区警戒本部の分掌事務については、別表1を準用する。

区警戒本部長は自主防災組織等その他の団体を区緊急本部の組織に加えることができる。

① 区警戒本部長（区長）

市警戒本部長の命を受け、区警戒本部の事務を総括し、区警戒本部の職員を指揮監督する。なお、災害時などの緊急時に、臨時的に区警戒本部長の権限を行使できる「代行者」をあらかじめ各区において定め、危機管理室に報告する。

② 区警戒副本部長（副区長）

区警戒本部長を補佐し、区警戒本部長に事故あるときはその職務を代理する。

(4) 廃止

区警戒本部

区警戒本部長は、市警戒本部長が認めた場合に区警戒本部を廃止する。

区本部の班名称及び分掌事務

庶務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 各班の連絡調整に関する事 2 各部、関係機関への応援協力要請に関する事 3 災害対策本部との連絡に関する事 4 予算計理に関する事 5 情報の収集、伝達及び広報に関する事 6 義援金の受付、並びに保管に関する事 7 災害記録に関する事 8 ボランティアの調整に関する事 9 他の班の所管に属しない事
救助班	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者の応急救助に関する事 2 救援物資の調達保管及び配給に関する事 3 被災証明書の発行に関する事 4 義援金の配分に関する事 5 団体等の協力活動の連絡調整に関する事
避難受入班	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者の受入に関する事 2 避難者の誘導に関する事 3 避難所受入状況の把握に関する事
調査班	<ol style="list-style-type: none"> 1 被害状況の調査に関する事
保健福祉班	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者の医療救護に関する事 2 防疫・保健衛生に関する事 3 区医師会等との連絡調整に関する事
消防班	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防に関する事 2 被災者の救急・救助に関する事
協力隊	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域振興会、自主防災組織等の区本部災害救助活動に対する協力に関する事
<p>区本部長は、特に必要が認められるときは、この分担表と異なる編成をとることができる。この場合においては、遅滞なく本部長に報告しなければならない。</p> <p>なお、消防班は別表 1 の消防部としての任務に重大な支障のない場合に限り上記編成に従う。</p>	

第2節 動員体制

この計画は地震による被害が発生し、又は被害が発生・拡大するおそれがある場合に応急対策活動を迅速かつ的確に行うのに必要な職員の動員配備を定めたものである。

此花区長は、災害応急対策に従事する者の安全確保に十分留意し、災害の状況に応じた動員計画を定め、所属員に対し動員計画を周知するとともに、所属員の連絡網を整備し、速やかに動員体制がとれるようにしておかなければならない。

職員は、本計画で定める任務分担に応じて速やかに応急対策活動を実施するものとする。

2-1 動員基準

職員の動員基準は、次のとおりとする。

ただし、此花区長は特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得てこの基準と異なる動員体制をとることができる。

動員基準表

【動員体制一覧】

震度	動員	動員人員	参集場所
震度6弱以上	1号動員	全員	直近参集/ 所属参集
震度5強	2号動員	職員の1/2以内	直近参集/ 所属参集
震度5弱	3号動員	職員の1/4以内	所属参集
震度4	4号動員	初期活動に必要な職員	所属参集

2-2 動員

(1) 勤務時間外における参集

① 震度6弱以上または特別警報が発表された場合

ア 自動参集の基準

全職員は、勤務時間外に本市域において震度6弱以上（気象庁発表）を観測したときまたは特別警報が発表（気象庁発表）されたときは、1号動員の指令があったものとして、速やかに、次に定める区分により参集すること

イ 自動参集の区分

自動参集の区分は、「所属参集」と、「直近参集」とする。

(ア) 所属参集

本計画に定める分掌事務を遂行するうえで特に必要とする職員は、自己の勤務する場所等に自動参集する。

(イ) 直近参集

所属参集以外の職員は、あらかじめ指定された自己の居住地に近い区役所・事業所等に自動参集する。

直近参集者は、参集先の本部長などの指揮の下、初期初動対策にあたるものとする。

② 震度5強の場合

職員は、勤務時間外に本市域において震度5強（気象庁発表）を観測したときは、2号動員の指令があったものとして、自己の勤務する場所等に自動参集すること。

また、上記①（イ）直近参集に該当する者については、あらかじめ指定された自己の居住地に近い区

役所・事業所等に参集する。

直近参集者は、参集先の本部長などの指揮の下、初期初動対策にあたるものとする。

③ 震度5弱の場合

職員は、勤務時間外に本市域において震度5弱（気象庁発表）を観測したときは、3号動員の指令があったものとして、自己の勤務する場所等に自動参集すること

④ 震度4の場合

職員は、勤務時間外に本市域において震度4（気象庁発表）を観測したときは、4号動員の指令があったものとして、自己の勤務する場所等に自動参集すること

⑤ 防潮扉及び水門閉鎖要員の自動参集

防潮扉及び水門閉鎖要員は、勤務時間外に大阪府域に津波警報・大津波警報が発表されたときは、指定された場所に参集し、所定の防潮扉及び水門閉鎖活動にあたること

なお、他の動員と重複した場合は、他に優先すること

⑥ 市本部連絡員・緊急区本部員の自動参集

市本部連絡員・緊急区本部員は、勤務時間外に本市域において震度4以上（気象庁発表）を観測したときは、指定された場所に自動的に参集すること

(2) 動員計画の周知

① 此花区長は、本計画及び此花区役所の動員計画に基づき、所属員に計画内容を周知する。

② 此花区役所は報告を受けた直近参集者の業務内容を取り決め、職員に通知するものとする。

③ 此花区長は、此花区役所が実施する訓練や研修等に所属員及び直近参集者を参加させ、業務内容の理解を深めるように努める。

(3) 動員の指令

① 勤務時間内における指令の伝達

勤務時間内において指令が発せられたときは、此花区長から所属員へ逐次伝達するとともに、必要に応じて庁内放送等を用いて速やかにその旨周知する。

② 勤務時間外における指令の伝達

勤務時間外において、職員は、テレビ、ラジオ等で自ら地震情報を収集し、伝達を待つことなく自動参集基準に基づき参集する。なお、自動参集基準によらない動員指令が発せられたときは、此花区長は直ちに所属員を招集しなければならない。

此花区長は、危機管理監により動員の指令が発せられていない場合において、此花区役所において特に定めた動員体制に従って職員を動員する必要がある場合は、指令を発することができる。

(4) 動員の報告

此花区長は、動員指令に基づいて所属員を招集・参集したときは、その状況をとりまとめ、直ちに危機管理監に報告する。

(5) 応援職員の要請

此花区長は、職員が不足し他部等の職員の応援を必要とするときは、市本部総務部長に要請する。

第3節 防災活動体制の整備

災害時、迅速な災害応急対策を実施するためには、区災害対策本部等の危機管理機能を保持しなければならない。災害は勤務時間内外を問わず発生するものであるため、此花区役所においては、危機管理機能の充実に努める。

3-1 区災害対策本部運用計画の強化

区災害対策本部の施設・設備配置等の改善を行い、災害発生後の迅速な災害対策本部の機能の立ち上げ、防災関係機関等との緊密な連携による災害応急対策、復旧対策の実施を図る。

(1) 必要資機材の事前配備

総合防災情報システム・有線・無線機器及び各種防災図面、災害時の運用マニュアル等の防災用資料を区災害対策関連課等に常備し、災害発生後の迅速な運用開始を図る。

(2) 通信施設の多重化

無線関連設備の増強を図り、災害時の情報機能の拡大を図る。

3-2 初期初動体制の強化

災害時には、職員自身も被災者となり、参集不能となることが予測されることから、此花区の分掌事務を遂行するため、此花区長に代わり、意思決定を行うことができる代行者を指定するとともに、直近参集体制の拡充に努め、初期初動体制の強化を図る。

第4節 災害情報の収集・伝達

此花区は災害発生後、大阪市をはじめ他の防災関係機関と相互に連携協力し、直ちに被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集及び伝達活動を行う。また、収集した情報の確度や必要とする内容の異同を勘案し、生存情報などの重要度、情報に付された場所・時間の明確性、発信者の属性等の観点から、情報のトリアージを行い、適切な応急対策を実施する。

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、関係機関等の協力を得て此花区の地域にかかる災害の状況等を迅速かつ的確に収集し、これを一元的に取りまとめて分析を行い応急対策活動方針を決定するとともに、防災関係機関相互間の予報・警報その他の災害情報の伝達を迅速かつ的確に実施する。

4-1 情報収集体制と伝達システムの確立

(1) 実施体制

区内における災害に係る情報の収集については、区本部が積極的に行うべきものであることから、あらかじめ情報収集の分担を定めておく。

区本部は、市本部連絡員と災害情報連絡主任（災害情報連絡主任設置規程（昭和49年達第18号）との連絡を密にし、災害対策本部を所掌する危機管理部との災害情報連絡をより緊密化し、応急対策の初動活動の円滑化を図ることとする

(2) 情報収集体制の確立

- ① 情報の一元管理を図るため、区本部は全庁的なネットワークシステムである危機管理総合情報システムや無線機を活用し、危機管理部に有する情報の報告を行う。

- ② 災害危険の高い地区及び地理的、情報的に孤立しやすい地区について、区本部は情報収集や広報を行うとともに同報無線の活用等を行い、迅速かつ的確な情報の収集体制を確立する。
- ③ 地域に無線機を配分し、情報連絡を密にする。

4-2 収集すべき情報

災害時における応急対策活動実施上必要となる情報は、被害状況をはじめとして、各般に及ぶものであるが、災害発生時情報、被害情報及びその他の情報に大別することができる。

(1) 収集方法

職員の勤務時間内に発生した災害に対しては、職員は、自主防災組織等の協力を得て被害調査を実施する。

一方、職員の勤務時間外である夜間・休日等において発生した災害に対しては情報収集活動を実施する前に職員を招集するための活動が必要となることから、災害直後から職員が参集して来るまでの情報収集空白期間をうめるために、自宅等から参集場所へ移動する間に収集した各方面の各種情報は貴重なものとなるので、これらの情報をとりまとめ活用する。

(2) 災害発生時情報

災害発生時情報は、災害の発生拡大状況及び二次災害の危険性に関する情報で、応急対策活動、広域応援等の要請を実施するうえで最も必要とする情報であることから、此花区本部は、あらゆる手段で以下の項目を中心とした情報収集に努める。

- ① 人命危険の有無及び人的被害の発生状況
- ② 火災等の二次災害の発生状況、危険性
- ③ 避難の必要の有無及び避難の状況
- ④ 市民等の動向
- ⑤ 電気、ガス、水道、下水道、電話被害の状況
- ⑥ 建物の損壊状況
- ⑦ 道路交通状況
- ⑧ 公共交通機関状況
- ⑨ 庁舎等所管施設・設備等の損壊状況
- ⑩ その他災害の発生拡大防止措置上必要な事項

(3) 被害情報

被害情報は、災害発生後、事態がある程度落ち着いた段階で扱われる情報であり、上部機関の当該災害に対する応急対策活動をとるうえでの判断材料となるものであるから、此花区本部は速やかに報告し、危機管理部が情報の調整を図れることをめざす。

- ① 被害状況
- ② 避難の勧告・指示又は警戒区域の設定状況
- ③ 避難所の開設状況
- ④ 避難生活の状況
- ⑤ 救護所の設置及び活動状況
- ⑥ 傷病者の受入状況

- ⑦ 応急給水など応急措置の状況
- ⑧ その他

4-3 情報の優先順位

地震発生後の通信運用は、原則として以下の優先順位で行う。

- (1) 第1順位
 - ① 救出、救助、救急活動、医療活動等の人命救助に必要な情報
 - ② 消防、水防活動等災害の拡大防止に必要な情報
 - ③ 応援要請等の判断に必要な情報
 - ④ 上記に関連した緊急輸送に必要な情報
- (2) 第2順位
 - ① 食料や飲料水の供給活動等生命の維持に必要な情報
 - ② 負傷者や被災者等の救助活動に必要な情報
 - ③ 上記に関連した緊急輸送に必要な情報
- (3) 第3順位
 - ① 生活物資の供給活動等被災者の生活再建に関する情報
 - ② 被災地の災害復旧に関する情報

第5節 通信の整備

災害が発生した場合、迅速な災害応急対策を実施するために、区民等の状況など多種多様な情報を収集・伝達することが必要であり、此花区本部内はもとより、大阪市の関係部署や各防災関係機関と緊密に連絡を取り合い、連携することが求められ、そのための通信施設等の整備が必要となる。

これまでも事業を実施しているが、さらに今後もそれらの整備を拡充し、よりきめの細かい、情報収集・伝達を可能とするよう努めていくものとする。

災害時においては、地震情報、被害情報、避難情報等の収集及び災害応急対策活動に必要な指揮指令の伝達など、各種の通信量が飛躍的に増大する。

このための通信の混乱を防ぎ、迅速・的確に処理できるよう無線通信設備の整備・拡充を図っていく。

5-1 無線通信

災害時における地域の情報収集・連絡体制の充実を推進するため、無線設備の整備を図っていく。整備にあたっては、市の統制局（危機管理室）より提供されているMAC無線や衛星電話など様々なシステムを活用するほか、此花区独自の無線網を整備することで地域・自主防災組織等と相互の情報伝達を行うことができるよう努める。

(1) 同報系無線の活用

災害時においては、有線電話の輻輳や不正確な情報によって、流言飛語等が引き起こされる可能性がある。区民等への周知を図るため、市街地及び避難場所等、不特定多数の人が集中する地域に対し、同報系無線を使用し、流言飛語防止のための広報を活発に行うとともに、的確な地震関連情報、生活関連情報を伝達する必要がある。

(2) 地域の防災無線の拡充

区独自で無線を導入し、これを地域防災リーダーや自主防災組織を中心に配備することにより、災害時の迅速な情報収集・発信が行われることをめざす。

(3) 無線従事者の養成

災害時に誰でもが使えるよう日常から無線を使用し、無線操作の習熟を図るとともに、各無線局で無線の使用が可能となるよう無線従事者の養成を図っていく。

5-2 情報の優先順位

地震発生後の通信運用は、原則として以下の優先順位で行う。

(1) 第1順位

- ① 救出、救助、救急活動、医療活動等の人命救助に必要な情報
- ② 消防、水防活動等災害の拡大防止に必要な情報
- ③ 応援要請等の判断に必要な情報
- ④ 上記に関連した緊急輸送に必要な情報

(2) 第2順位

- ① 食料や飲料水の供給活動等生命の維持に必要な情報
- ② 負傷者や被災者等の救助活動に必要な情報
- ③ 上記に関連した緊急輸送に必要な情報

(3) 第3順位

- ① 生活物資の供給活動等被災者の生活再建に関する情報
- ② 被災地の災害復旧に関する情報

第2章 協働協力体制

第6節 自主防災活動

多様な災害時においても災害による被害を防止し、軽減するため、区民等の自主的な活動、すなわち区民等自らが出火防止、消火活動、被災者の救出救護、避難誘導等を行うことができる体制を整備する。

また、地域コミュニティの活性化により、区民等が「自分たちの地域は自分たちで守る」という防災意識を持ち、災害発生時には、地域の人々が互いに協力しあい、助け合い、行動できるよう、「地域防災の輪」として自主防災組織の育成を図るとともに、この「地域防災の輪」の中心となって消火活動や救出救護活動などを実施する「地域防災リーダー」の研修・指導を実施する。

6-1 自主防災組織の活動

(1) 自主防災組織の確立

各地域の範囲で地域活動協議会などを中心とし、地域に居住及び勤務する広範な人員で構成する等、地域を網羅した自主防災組織を確立し、組織の責任者、活動内容などを定め、災害時の安否確認、救護、初期消火、避難行動要支援者支援、津波避難、警報情報等の収集・伝達など自助、共助の取組みを組織的に行うことができるよう防災訓練などを実施し、その実行力の確保に努める。

(2) 平常時の活動

- ① 防災に対する心構えの普及啓発（講習会の開催、ビラの作成など）
- ② 地域における防災訓練の実施（1回／年以上）
- ③ 災害発生時の未然防止（家具の安全診断・固定など）
- ④ 災害発生への備え（避難行動要支援者の把握、避難場所・避難路・避難所・津波避難ビル等の把握、防災資機材や備蓄品の管理など）
- ⑤ 災害発生時の活動の習得（情報伝達・避難・消火・救出・救護・応急手当・避難所開設運営・炊き出し訓練など）
- ⑥ 復旧・復興に関する知識の習得

(3) 災害時の活動

- ① 避難誘導（安否確認、集団避難、避難行動要支援者への援助など）
- ② 救出・救護（救助用資機材を使用した救出、負傷者の救護など）
- ③ 出火防止（火の元点検など）・消火活動（消火器、可搬式ポンプなどによる消火）
- ④ 情報伝達（地域内の被害情報や避難状況の市町村への伝達、救援情報などの区民等への周知など）
- ⑤ 物資分配（物資の運搬、炊き出し・給食、分配）
- ⑥ 避難所の自主的運営

6-2 地域防災リーダーの育成

地域における防災機能を強化し活性化するために、地域防災リーダーに対する研修等の育成を行い、災害時に効果的かつ実践的な防災活動が展開できるよう活動の基盤づくりを行う。

地域防災リーダーは、区民等による防災活動の中核となり、災害時に効果的かつ速やかに減災を図るため、日常から自主防災組織体制の確立に努め、「地域防災の輪」を広げる。

6-3 地域防災リーダーへの研修・訓練

地域防災リーダーは、毎年1回以上の研修を受講する。研修の内容は、防災学習及び可搬式ポンプ操作訓練等をはじめとする消火訓練、救出・救護訓練、避難誘導訓練、情報収集訓練、給食給水訓練とする。

また、災害時における市民等の自主救護能力を高めるため、実技を中心とした応急手当の知識と技術に関する講習や、地域の災害特性に応じた災害図上訓練など実践的な訓練の実施に努める。

6-4 地域への無線機の配備

災害時において自主防災活動を支援し、区役所の防災活動との連携を図るため、自主防災組織に無線機を配備し、的確な情報の交換を行う。

6-5 地域への防災用資機材の配備

災害時に自主防災組織が活用する救助用資機材を配備する。その際、地域によりその災害想定や被害想定が異なることにも配慮し、地域特性に応じた必要な資機材等の整備など、きめ細かな対応策を講じる。

6-6 地域防災リーダーへの防災装備の配備

地域防災リーダーに対して、地域の災害特性に応じて必要な防災装備を支給する。

6-7 地域防災リーダーの保険への加入

地域防災リーダーが訓練及び災害救助活動等において負傷等を負った場合に備え、保険に加入し、その損害を補償することにより安心感を高め、より一層の自主防災活動の促進を図る。

6-8 避難行動要支援者への支援対策

避難行動要支援者への支援については、地域の実情に応じた対応ができるよう避難行動要支援者の情報把握、情報伝達、避難支援、避難所でのケアなど、支援全般について検討し、区民が主体となった支援体制の整備に努める。

(1) 安否確認等

災害発生直後、自主防災組織は、避難支援プラン（個別計画）により居宅に取り残された高齢者、障がい者など、避難行動要支援者の安否確認、救出、救護、避難誘導を速やかに行う。なお、支援者は、支援者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提であり、その安全確保に十分に留意した上で、地域の特性や災害の状況に応じ可能な範囲で避難支援行動に努める。

また、区本部は、あらかじめ関係機関と調整し、災害発生時に「大阪市避難行動要支援者名簿」に基づき避難行動要支援者の安否確認、救出、救護を円滑に進めるための協力体制を構築する。

(2) 福祉避難所の開設及び移送

① 区本部は、自主防災組織や要配慮者利用施設管理者の協力を得て、あらかじめ福祉避難所の指定を行い、災害発生時には、災害時避難所に設置される福祉避難室においては避難所運営委員会、その他の施設においては施設管理者の協力を得て福祉避難所を開設する。

② 区本部は、災害時避難所へ避難してきた者のうち、避難行動要支援者については必要に応じ福祉避難所に避難させケアを行う。この際には、自主防災組織、福祉関係機関及びボランティア等に協力依頼する。

③ 入所施設・医療機関への移送

区本部は、自主防災組織の協力を得て、避難行動要支援者の健康状態やニーズ等を踏まえ、医療機関への移送、社会福祉施設への緊急入所などの対策を検討し、市本部とも連携しながら迅速かつ的確に対応する。

(4) 福祉サービスの提供

区本部は、自主防災組織や専門性の高いボランティア組織や要配慮者利用施設、サービス提供事業者等と連携して避難行動要支援者の避難生活を支援し、区本部での対応が困難な場合は市本部を通じて、市外部からの支援等を求める。

(5) 訓練の実施

避難行動要支援者の避難誘導や避難所生活での支援について、実効性を担保するため、自治会など自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉サービス事業者等も参加した訓練を実施する。

第7節 災害対策要員の確保

7-1 自主防災組織との協働

自主防災組織は、迅速かつ効率的な活動ができるよう隊長1名と各班ごとにリーダー1名、サブリーダー2名以上を基本とする班を編成し、隊長は、情報班との連絡を密にして、災害の状況や各班の活動状況の把握に努め、統制の取れた活動ができるよう、各班のリーダーに適切な指示を与える。

各班は、地域防災リーダーが中心となり、市民等と共に各々の活動を行う。

なお、各班及び活動内容は概ね次のとおりとする。

- (1) 情報班（情報の収集、伝達、広報活動）
- (2) 初期消火班（出火防止、消火器・可搬式ポンプによる消火活動）
- (3) 救出・救護班（負傷者の救出・救護活動）
- (4) 避難誘導班（市民等の避難誘導）
- (5) 給食・給水班（給食・給水活動）

第8節 ボランティア

ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性を踏まえ、その自主性を尊重しつつ、災害対策全般において、ボランティア団体等と連携した取組みが行えるよう、ボランティアの活動環境の整備、ミスマッチ解消に向けたコーディネート、防災協定の締結等に努める。

8-1 ボランティアの活動拠点

幅広い市民層との交流を積極的に推進しながらボランティア個人や市民活動団体等が区レベル、地域レベルの拠点を、災害発生時には、広範な災害ボランティアのコーディネート機能、情報提供機能、相談機能等を有する活動拠点としても利用できるよう努める。

区レベルのボランティア活動拠点

区レベルで整備されるボランティア活動拠点を、災害発生時には、各区社会福祉協議会や地域ボランティア団体等を構成員とする「区災害ボランティア活動支援センター」として活用する。

8-2 災害時におけるボランティアの調整

(1) 区災害ボランティア活動支援センターの設置

災害発生時、区本部は被災状況及びボランティア参集等を勘案して、区災害ボランティア活動支援センターを、区民センター等に協定締結団体の協力を得て設置する。

(2) 災害ボランティア活動支援センターの役割

区災害ボランティア活動支援センターの業務

- ① 区本部との連携による災害情報の収集・提供及び連絡調整
- ② 被災者における災害ボランティアニーズの把握及び被災者への情報提供
- ③ 市災害ボランティア活動支援センターとの連携
- ④ 災害ボランティアの受け入れ
- ⑤ 災害ボランティアへのオリエンテーション
- ⑥ 災害ボランティア活動の集約・管理
- ⑦ 災害ボランティアの事故等に対する補償のための保険加入手続き

第3章 災害広報

第9節 広報体制

9-1 広報の体制

- (1) 区本部は、災害発生後の災害情報のうち、同報無線等を使用して区民等の安全に係わる緊急広報（津波警報発表時、大火災発生時等の避難勧告等）を実施する。
- (2) 区本部は、定期的に危機管理部に対して災害情報、生活関連情報等を報告する。

9-2 広報の内容

広報の内容は、次のとおりとし、やさしい日本語による情報提供に努める。

- (1) 災害情報
 - ① 気象警報、特別警報
 - ② 災害の発生状況
 - ③ 津波に関する情報（津波の規模、到達予想時刻等）
 - ④ 応急対策の実施状況
 - ⑤ 避難勧告・指示の状況
 - ⑥ 区内の被害状況
 - ⑦ 家庭・職場での対策と心得
 - ⑧ その他必要な事項

- (2) 生活関連情報
 - ① 電気・ガス・水道、通信施設の被害状況と復旧見込
 - ② 食料・生活必需品の供給状況
 - ③ 道路交通状況
 - ④ 鉄道・バス等交通機関の運行・復旧状況
 - ⑤ 医療機関の活動状況
 - ⑥ その他必要な情報

- (3) 救援措置情報
 - ① 被災証明書の発行情報
 - ② 相談窓口の開設状況
 - ③ 税・手数料等の減免措置の状況
 - ④ 災害援護資金等の融資情報
 - ⑤ その他必要な情報

9-3 緊急広報の方法

- (1) 同報無線による広報
区本部は、必要に応じて同報無線により緊急広報を実施する。
- (2) インターネットを利用した広域広報
区本部は広域広報の必要があると判断した情報について、区のホームページやSNS（ツイッターなど）等のインターネットを利用した緊急広報を行う。

9-4 一般広報の方法

(1) チラシ等印刷物の発行による広報

- ① 区本部は、チラシ等に掲載する広報内容を危機管理部に提出する。
- ② 危機管理部が作成したチラシ等のほか区本部で作成した広報チラシについて、区本部は、自主防災組織に対して配布の協力を依頼する。
- ③ 自主防災組織は区本部と協力して、災害時避難所への配布、個別配布、掲示板への掲示を実施する。
- ④ 区本部は、市民等に広報された内容について、区本部内職員への徹底を図る。

(2) インターネットを利用した広域広報

区本部は、市本部が広域広報の必要があると判断した情報について、此花区のホームページや、SNS(ツイッターなど)等のインターネットを利用した情報提供を行う。

(3) 広報車等の利用による現場広報

区本部は、災害の状況または道路の復旧状況に応じて必要な地域へ広報車や職員等を派遣し、広報活動を行う。

(4) 自主防災組織による個別広報

区本部は、広報活動を実施する場合、自主防災組織等に協力を依頼する。

9-5 災害記録等の作成

災害対策に資するため、災害に関する事象を写真・映像で記録する。

第10節 広報活動

10-1 自転車等を用いた広報体制の整備

携帯マイク等による直接的な広報活動にあたっては、被災地域ごとの状況に応じたきめ細かな広報により、すべての被災者に安心感を与え、適切な行動が取れるよう努める。

災害時には、地域の災害状況に応じて広報車等による広報を実施することとしているが、状況によっては、よりきめ細かな広報を行う必要が予想されることから、自転車等の多様な手段を用いた広報体制の整備を図る。また、これらの広報に必要となる携帯マイク等を最大限に確保するとともに、その効果的な配分に努める。

10-2 民間との協力協定締結の促進

断片的な情報であっても、多くの情報が集まれば画像情報と関連させることによって、被害の全体像を把握していくことができる。また、市外へも情報伝達を行うために、パソコン通信事業者等、民間と連携していく必要がある。

区民等及び民間の無線従事者からの情報提供や非常時の多ルート通信網整備に備えて、パソコン通信事業者、タクシー無線取扱業者等の把握に努めるとともに、災害時協力協定の締結を促進していく。